

居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 水交苑
山館苑指定居宅介護支援事業所

1. 事業の目的

要介護状態にある方に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することにより、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮、要介護状態の維持、改善を目的とします。

2. 事業者の概要

法人種別	社会福祉法人
事業者の名称	社会福祉法人 水交苑
代表者	三浦 功達
所在地	大館市字下綱 22 番 1
電話番号	0 1 8 6 - 4 8 - 3 5 5 3
設立年月日	昭和 5 1 年 3 月 2 5 日

3. 事業所の概要

事業所の名称	山館苑指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	大館市山館字館ノ下 1 2 番地 1
管理者	中 田 洋
電話番号	0 1 8 6 - 5 9 - 6 5 5 7
指定年月日	令和 5 年 4 月 1 日
指定事業所番号	0 5 7 0 4 2 6 4 6 0
サービス提供地域	大館市全域
サービス提供時間	月曜日から土曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分 ※日曜日、国民の休日、12/29～1/3は「休日」の扱いとなります。なお、サービス提供時間以外の介護相談等については当事業所の通常の電話番号「59-6557」に電話をして頂くことで専用携帯電話に転送され、介護支援専門員が 24 時間相談に応じます。

4. 事業所の職員体制

(1) 職員体制

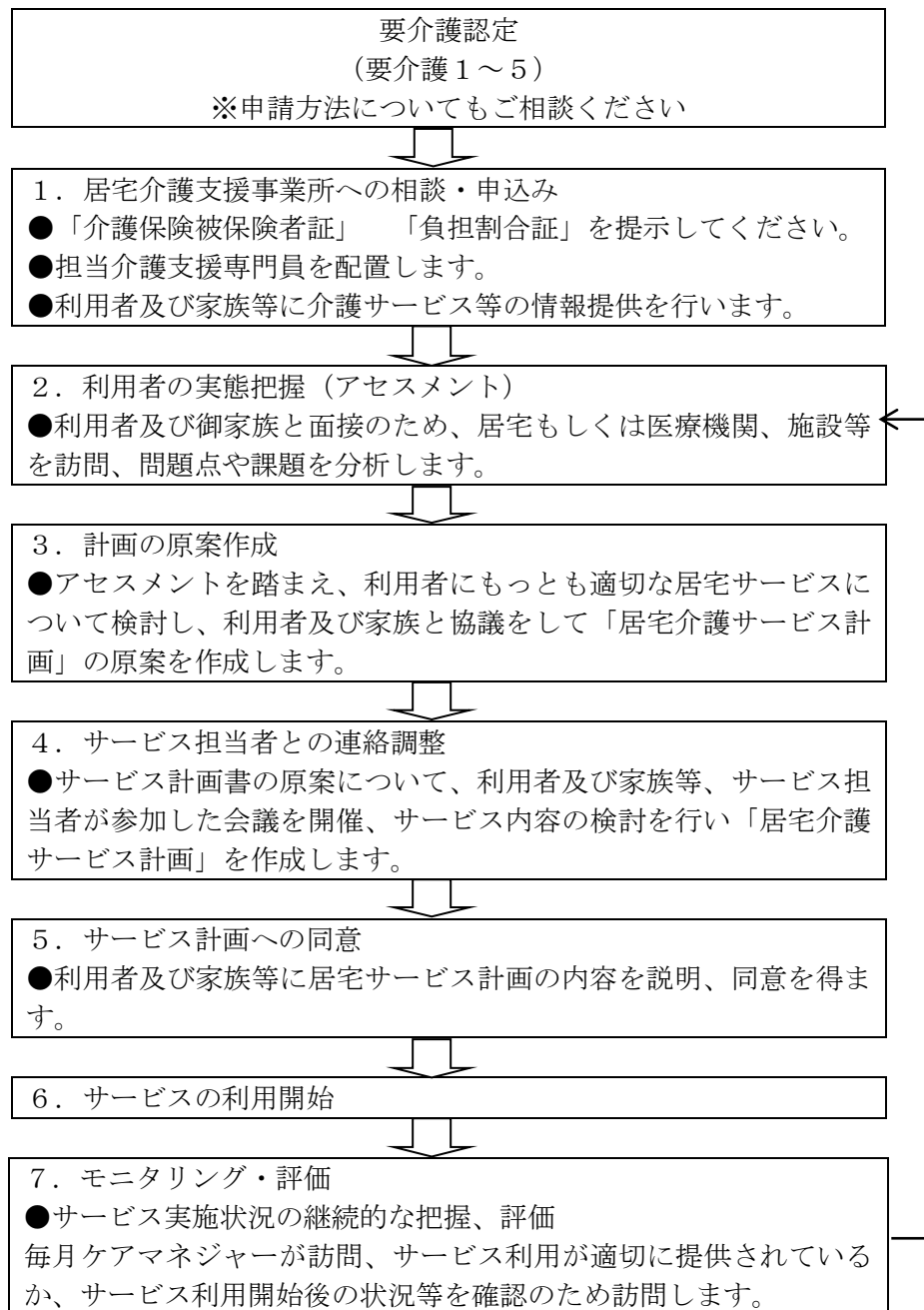
職種	従事する業務	人員
管理者	介護支援専門員の管理、利用申込みに係る調整、業務管理等	1 名 (常勤) 主任介護支援専門員兼務
主任介護支援専門員	困難事例への対応、介護支援専門員に対する助言指導等、居宅サービス計画書の作成等、要介護認定に必要な申請代行、サービス実施状況の継続的な把握・評価、介護保険施設の紹介等	3 名 (常勤)
介護支援専門員	居宅サービス計画書の作成等、要介護認定に必要な申請代行、サービス実施状況の継続的な把握・評価、介護保険施設の紹介等	1 名 (常勤)

(2) 職員の研修、実習の受け入れについて

- ア. 介護支援専門員の資質の向上のため、介護支援専門員について具体的に個別的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を策定し、計画的に研修を実施しています。
- イ. 事業所外で行われる各研修会に参加し、介護支援専門員の質の向上を図っています。
- ウ. 当事業所では、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を週1回以上開催し、その記録は5年間保存します。
- エ. 当事業所では、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力体制を確保し、介護支援専門員の育成に取り組んでいます。

5. 居宅介護支援サービスの内容

(1) 居宅介護支援サービスの申込みからサービス提供までのながれ



(2) 医療との連携促進

- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することが義務付けられております。
- ・居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ提供依頼するよう義務付けられております。
- ・看取り期において、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同時に取り扱うことが適当と認められたケースについては居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とします。

6. サービスの中止（キャンセル）等

- (1) 利用者のご都合によりサービスを終了する場合
- (2) 利用者が、居宅介護支援に係るサービス提供を中止する場合は、事前にお申出ください。
- (3) 居宅サービス計画の変更、事業所との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合もご連絡ください。
- (4) 利用者は、1ヶ月以上の予告期間があれば契約全体を解除することも可能です。
- (5) サービス提供のキャンセル又は契約解除の場合でもキャンセル料等はございません。

7. 利用料金

居宅介護支援の利用料金は、法定代理受領により当事業所に対し介護保険給付から支払いがされる場合、利用者の自己負担はありません。

○居宅介護支援費（Ⅰ）取扱件数40件未満

要介護1・要介護2	10,860円
要介護3・要介護4・要介護5	14,110円

○特定事業所加算（Ⅱ）

要介護1・2・3・4・5	4,210円
--------------	--------

○加算

初回加算	①新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し居宅介護支援を行った場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2段階以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合	3,000円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院した日のうちに情報提供を行った場合（入院以前の情報を含む）（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む）	2,500円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院した日の翌日または翌々日に情報提供を行った場合。（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む）	2,000円/月

通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	500 円／月
退院・退所加算 (入院等期間中に 3 回まで)	病院もしくは診療所又は介護保険施設等から退院又は退所に当たって、当該職員と面談を行い居宅介護サービス計画の作成し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合	4, 500 円～ 9, 000 円／回
ターミナルケアマネジメント 加算	終末期の医療やケアの方針に関する該当利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、該当利用者の身心の状態等を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	4, 000 円／月
緊急時等居宅カンファレンス 加算	利用者の状態の急変等に伴い、利用者に対する訪問診療実施の保険医療機関・利用者の在宅療養を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの調整を行った場合	2, 000 円／回
特別地域加算	上記の利用料金の合計に 15%	

※保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた居宅介護支援費をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。
このサービス提供証明書を後日、市町村庁の窓口に出しますと全額払戻が受けられます。

※介護支援専門員が通常のサービス提供地域の場合、交通費が無料となります。

8. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

ア. 当事業所は、社会福祉法人水交苑が設置し、在宅サービスから施設サービスまで一貫した総合的な福祉サービスを提供できる体制づくりを心掛けております。

イ. 利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。

ウ. 当事業所は利用者やその家族に対して、利用者がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、当該事業所をケアプランに位置付けた理由や、複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を実施することが義務付けられております。

前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）のサービスの割合、同一事業者によって提供された割合を利用者に説明するとともに介護サービス情報公表制度において公表する事が求められています。（別紙）

エ. 市町村、地域包括支援センター、他居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めるものとし、地域包括支援センターからの支援困難事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供します。

オ. 介護保険法及び厚生労働省が定める運営基準、その他関係法令等を遵守し、提供サービスの質の評価を行いながら常にその改善を図るよう努力します。

- カ. 当事業所ではお客様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。お客様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ区市町村へ報告します。また、虐待防止のための指針を整備するとともに、定期的に虐待防止委員会を開催し、虐待防止のための職員研修を実施します。
- キ. 感染症や非常災害の発生時において、お客様へのサービス提供を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。また、職員に対して業務継続計画を周知するとともに、定期的に研修・訓練を実施し、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。
- ク. 職員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、定期的に感染症の予防及びまん延防止検討委員会の開催、職員に対する研修・訓練を実施します。
- ケ. 当事業所では必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- コ. 当事業所では家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加しております。
- サ. 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施し参加しております。

9. 秘密保持

当事業所では、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報ならびに秘密について、第三者に漏らすことがないようにし、またサービス担当者会議等において利用者及び御家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文章により利用者及び御家族から同意がある場合に限り第三者へ開示するものとし、それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても秘密を保持します。

10. 緊急時の対応

居宅介護支援を実施中に利用者に病状等の急変が生じた場合、速やかに主治医へ連絡等の措置を講じ、管理者に報告するものとします。

11. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、大館市ならびに利用者の御家族等へ速やかに連絡を行い、事故の状況及び対処について記録を行います。また賠償すべき事故が発生した場合は賠償責任手続きを迅速に行います。なお記録は5年間保存します。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所に対する利用者や御家族等からの相談（要望等）・苦情担当

居宅介護支援に関する相談・苦情の受付

ア. 居宅サービスに対する苦情・相談

担当者氏名 中 田 洋 電話番号 0186-59-6557

イ. 当事業所に対する相談・苦情

担当者氏名 石 田 健 電話番号 0186-42-7557

(2) 当事業所以外に市町村等へ相談・苦情を申し出ることができます。

ア. 大館市長寿課介護保険係

所在地：大館市字中城20番地

電話番号：0186-43-7055

イ. 秋田県国民健康保険団体連合会
所在地：秋田市山王四丁目2番地3
電話番号：018-883-1550

私は、指定居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いましたので下記に記名押印の上、各自1通を保有することにします。

令和 年 月 日
山館苑指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私（ ）及び家族等（ ）は本書面に基づき重要事項の説明を受け、当該サービスの提供開始に同意します。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（または家族代表）

住所 _____

氏名 _____ 印